

新堀町会規約

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この会は、新堀町会という。

(区 域)

第 2 条 この会は、川口市大字新堀、大字榛松及び大字峯のうち、別表 1 に定める区域に住所を有する者をもって構成する。

(事務所の所在地)

第 3 条 この会は、事務所を新堀町会会館に置く。

第2章 目 的

(目 的)

第 4 条 この会は、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、町会会館の管理運営等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。

(事 業)

第 5 条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ・ 会員相互の連絡事務に関すること。
- ・ 地域の生活環境の改善及び向上に関すること。
- ・ 会員相互の親睦、研修及び文化教養の向上に関すること。
- ・ 会員の福祉・厚生に関すること。
- ・ 町会会館の管理運営に関すること。
- ・ その他目的を達成するために必要なこと。

第3章 会 員

(会 員)

第 6 条 第 2 条に定める区域に住所を有する個人は、すべてこの会の会員になることができる。

2. 前項に該当しない個人又は団体にあつては、この会の事業を賛助するため、賛助会員になることができる。

(会 費)

第 7 条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2. 賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入 会)

第 8 条 会員になろうとする者は、町会長に届け出るものとする。

2. この会は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。